

(7) 新型コロナウイルス感染拡大防止を目的とした 確定申告相談の受付方法の変更について

1. 目的

新型コロナウイルス感染拡大防止

⇒申告会場での「密集」「密接」を避ける（来場者の分散）

2. 変更内容

所得税及び町県民税申告相談の受付方法の変更

3. 変更時期

令和3年2月から（令和2年分所得申告から）

受付方法（変更点）

- ・従来の当日受付を廃止し、あらかじめ相談日時を予約する『事前予約制』を導入
- ・日にち・会場ごとの対象区域の割当を、従来の集落単位から『旧町単位』に変更

申告期間 (2/16~3/15)	会場	対象区域
前半	溝口公民館	溝口地域
後半	農村環境改善センター	岸本地域
		全域(※)

(※)後半に、町全域を対象とする日を設定

予約方法

- ・相談希望日の数日前(※)までに、住民課へ電話等で相談日時を予約

(※) 期日未定。令和3年1月から予約受付開始予定。

詳細は、検討中のため、あらためて広報ほうき、町ホームページ等でお知らせします。

問 合 せ 先	住民課 税務室（担当：上谷史歩） 電話：68-3114 FAX：68-3866 メールアドレス zeimu@houki-town.jp
------------------	---